

改正

昭和五〇年 八月一五日規則第七〇号
昭和五五年 二月 一日規則第二号
昭和五六年 三月二八日規則第一五号
昭和五七年 三月三〇日規則第一〇号
平成 五年一二月二四日規則第八九号
平成一二年 四月 一日規則第八〇号
平成一六年一二月二八日規則第七七号
平成一八年 四月 一日規則第二五号
平成一九年 四月 一日規則第四二号
平成一九年 七月 六日規則第七五号
平成二〇年 四月 一日規則第三四号
平成二五年一二月二六日規則第五八号
平成二六年 三月二六日規則第九号
平成二八年 三月三一日規則第一八号
平成三〇年 三月三一日規則第二八号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 二年一二月二八日規則第七七号
令和 三年 七月三〇日規則第七八号

〔広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則〕をここに公布する。

広島県医師育成奨学金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内の医療提供体制の確保を図るため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下「後期研修」という。）を受けている者（以下「後期研修医」という。）で、県内の公的医療機関等（医療法（昭

和二十三年法律第二百五号) 第三十一条に規定する公的医療機関並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第百七十一号) 第三条に規定する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第百九十一号) 第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人が開設する医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科(以下「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。)において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において、修学又は研修のために必要な資金の貸付けを行う。

(奨学金借受者の資格)

第二条 前条の規定による資金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- 一 大学において医学に関する学科を専攻する者、大学院において医学に関する研究科を専攻する者又は後期研修医であること。
- 二 将来、県内の公的医療機関等及び指定中山間地域等公的医療機関等において医師としての業務に従事しようとする者であること。
- 三 学業又は研修の成績が優良で心身ともに健全な者であること。

(奨学金の貸付期間、額及び利子等)

第三条 奨学金の貸付けは、次の各号に掲げる奨学生(第六条第一項の規定による貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。)の区分に従い、当該各号に定める期間において、月額二十万円を限度として行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者 第六条第一項の規定による貸付けの決定の日(次号において「貸付決定日」という。)の属する月から奨学生が当該大学を卒業し、又は大学院の課程を修了する日(留年した場合にあつては、当該大学又は大学院の通常の修業年限が満了する日)の属する月までの期間
- 二 後期研修医 貸付決定日の属する月から奨学生が後期研修を修了する日(補修が必要な場合にあつては、当該後期研修を受けている医療機関(以下「後期研修先医療機関」という。)の通常の研修期間が満了する日)の属する月までの期間又は貸付決定日から三年を経過する日の属する月までの期間のいずれか短い期間

2 奨学金には、奨学金を交付した日の翌日から前項各号の期間が終了する月の末日までの日数に応じ、交付した日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条に定める法定利率で計算した額の利子（計算の過程における額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。第七条第三項及び第九条第二項において同じ。）を付する。ただし、第八条第一項の規定により奨学金の貸付けを一時停止した場合において、やむを得ない理由があると知事が認めた期間については、この限りでない。

3 奨学金は、奨学生に三月分ずつその三月の最初の月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（奨学生の募集及び奨学金の貸付申請）

第四条 知事は、奨学金の貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、奨学金の貸付対象者、貸付対象人数、貸付期間、貸付申請の受付期間その他の必要な事項を記載した募集要項を作成して募集するものとする。

2 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 最終に卒業し、若しくは修了した学校又は在学する大学若しくは大学院における学業成績表
- 二 在学する大学の学部長若しくは大学院の研究科長又は後期研修先医療機関の長の推薦書
- 三 健康診断書
- 四 大学院に在学する者又は後期研修医にあつては、医師の免許証の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

（保証人）

第五条 希望者は、二人以上の保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、希望者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 第一項の保証人は、身元確実な成年者でなければならない。

（奨学金の貸付決定等）

第六条 知事は、第四条第二項の規定により提出された書類を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合は、その金額を決定し、その旨を別記様式第二号による通知書により大学の学部長、大学院の研究科長又は後期研修先医療機関の長を経て希望者に通知するものとする。

2 奨学生は、前項の通知を受けたときは、前条の規定による保証人が連署した別記様式第三号による誓約書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

(奨学金の貸付けの中止)

第七条 知事は、奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の貸付けを中止するものとする。

- 一 卒業又は修了の見込みがなくなつたとき。
- 二 第二条各号の要件を欠くに至つたとき（次条第二項に該当する場合を除く。）。
- 三 その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたとき。

2 知事は、前項の規定により奨学金の貸付けを中止したときは、その旨を別記様式第四号による通知書により当該奨学生に通知するものとする。

3 貸付けを中止した場合の第三条第二項の規定による利子を計算する期間は、奨学金を交付した日の翌日から最後に奨学金を交付した日から二月を経過した日の属する月の末日までとする。

(奨学金の貸付けの一時停止)

第八条 知事は、奨学生がその在学する大学若しくは大学院を休学したとき若しくは停学処分を受けたとき又はその在職する後期研修先医療機関を退職したとき若しくは停職処分を受けたときは、その者に対する奨学金の貸付けを一時停止する。

2 知事は、前項の場合のほか、奨学生の学業若しくは研修の成績又は性行が不良となつたと認められるときにおいて、その改善の見込みがあると認められるときは、その者に対する奨学金の貸付けを一時停止することがある。

3 知事は、第一項の規定により奨学金の貸付けを一時停止し、又は前項の規定により奨学金の貸付けを一時停止することを決定したときは、その旨を別記様式第四号による通知書により当該奨学生に通知するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により奨学金の貸付けを一時停止する期間は、第一項の場合にあつては、休学を開始した日若しくは停学処分を受けた日又は退職を開始した日若しくは停職処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日若しくは停学処分が解除された日又は復職した日若しくは停職処分が解除された日の属する月まで、第二項の場合にあつては、前項の規定によつて知事が奨学金の貸付けの一時停止を通知した日の属する月の翌月から知事が奨学生の学業若しくは研修の成績又は性行が改善されたと認めて当該奨学生に対し奨学金の貸付けの停止を解除する旨を通知した日の属する月までとする。この場合において、停学処分又は停職処分を受けた日と当該処分が解除された日が同一の月に属するときの奨学金の貸付けを一時停止する期間は、当該停学処分又は停職処分を受けた日の属する月の翌月とする。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、奨学金の貸付停止期間が第一項の場合にあつては二年（停

学処分又は停職処分の場合にあつては二月)、第二項の場合にあつては一年をそれぞれ超えるときは、奨学金の貸付けを中止することがある。

6 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて奨学金の貸付けを中止した場合について準用する。

(奨学金の辞退)

第九条 奨学生は、いつでも別記様式第五号による申請書を知事に提出して、奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 奨学金の辞退を申し出た場合の第三条第二項の規定による利子を計算する期間は、奨学金を交付した日の翌日から最後に奨学金を交付した日から二月を経過した日の属する月の末日までとする。

(奨学金等の返還)

第十条 奨学金は、貸付期間が満了した月の翌月又は第七条第一項若しくは第八条第五項の規定により奨学金の貸付けが中止され、若しくは前条第一項の規定により奨学金の貸付けを辞退したことにより奨学金を貸し付けられなくなつた月から一年間すえ置き、すえ置期間経過後一月以内に貸付けを受けた奨学金の全額に第三条第二項、第七条第三項又は前条第二項に規定する利子を加えた額(以下「奨学金等」という。)を返還しなければならない。

2 前項の規定は、返還期日前に奨学金等を返還することを妨げるものではない。

(奨学金等の返還の猶予)

第十一条 知事は、奨学生が、次条第一項第一号から第三号まで又は同条第三項各号の規定による奨学金等の返還の免除を受けるため、県内の公的医療機関等において従事する医師としての業務(奨学生が大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者で大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつたものである場合は、知事が指定する公的医療機関等において受ける臨床研修(以下「指定臨床研修」という。)を含み、その他の医療機関において受ける臨床研修及び後期研修を除く。以下「県内公的医療機関等の医師業務」という。)及び指定中山間地域等公的医療機関等において従事する医師としての業務(臨床研修及び後期研修を除く。以下「指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務」という。)に従事する計画を有するとともに、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨学金等の返還を猶予するものとする。

一 次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす過程にあるとき。 県内公的医療機関等の医師業務に従事した期間が奨学金の貸付けを受けた月数(第八条第一項又は第二項の規

定により奨学金の貸付けを一時停止された月数を除く。以下同じ。)の一・五倍に相当する期間(以下「必要従事期間」という。)に達し、及び指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間(奨学生が大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者で大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつたものである場合で、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間)の二分の一の期間(この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。)に達するまでの期間

二 次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務(県内公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間に達した場合は、指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務とする。以下この項及び第十四条第二項において同じ。)に従事しているとき。 県内公的医療機関等の医師業務に従事している期間

三 次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務に従事していないこと又は所定労働時間(在職する県内公的医療機関等の就業規則その他これに準じるもので定める常時勤務する医師の労働時間をいう。以下同じ。)よりも労働時間を短縮した勤務の形態(次条第五項において「短時間勤務等の勤務形態」という。)により所定労働時間よりも短い労働時間で県内公的医療機関等の医師業務に従事したことについて、出産、育児又は家族の介護その他やむを得ない理由があると知事が認めるとき。 知事が指定する期間

2 知事は、前項の規定によるほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨学金等の返還を猶予するものとする。

一 奨学金の貸付けを中止され、又は奨学金を辞退した後、大学又は大学院に在学しているとき。
大学又は大学院に在学している期間

二 前項各号又は前号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金等の返還が困難となつたとき。 知事が指定する期間

3 前二項の規定により奨学金等の返還の猶予を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定により奨学金等の返還の猶予を受けようとする者は、前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により奨学金等の返還の承認を受けた申請の内容を変更しよう

とする者は、別記様式第七号による変更申請書を知事に提出しなければならない。

6 第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(奨学金等の返還の免除)

第十二条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金等の返還の債務の全部を免除するものとする。

- 一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間（この期間が三年に満たない場合は、三年とする。次号及び第四号、第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号において同じ。）内に、必要従事期間以上県内公的医療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。
 - 二 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内公的医療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。
 - 三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内公的医療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。
 - 四 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。
 - 五 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。
- 2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金等の返還の債務の全部又は一

部を免除することがある。

- 一 大学若しくは大学院に在学中若しくは後期研修先医療機関に在職中死亡し、又は心身の故障のため大学若しくは大学院を退学し、若しくは後期研修先医療機関を退職したとき。
 - 二 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつた場合であつて、前項第四号に該当しないとき。
 - 三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつた場合であつて、前項第五号に該当しないとき。
- 3 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金等の返還の債務の一部を免除するものとする。
- 一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。
 - 二 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年間以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。
 - 三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り

上げる。)に達しなかつたとき。

4 前二項の規定によつて返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 死亡し、又は心身の故障のうち重度障害により奨学金等を返還することができなくなつたとき。 返還する債務の全額

二 重度障害の程度に至らない心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつたとき又は前項各号のいずれかに該当するとき。 奨学金の貸付けを受けた月数を第三条第一項に規定する奨学金の貸付額に乗じて得た額に第三条第二項、第七条第三項又は第九条第二項に規定する利子を加えた額の二分の一に相当する額に、県内公的医療機関等の医師業務に従事した期間（この期間に一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間が〇・五月未満のときは切り捨て、〇・五月以上一月未満のときは〇・五月とする。）を必要従事期間で除して得た数（この数が一を超えるときは、一とする。）と指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間（この期間に一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間が〇・五月未満のときは切り捨て、〇・五月以上一月未満のときは〇・五月とする。）を必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）で除して得た数（この数が一を超えるときは、一とする。）の合計数に乗じて得た額

5 第一項第一号、第二号若しくは第三号又は前項第二号の規定により医師としての業務に従事した期間を算定する場合は、在職する県内公的医療機関等における就業規則その他これに準じるものの規定により出産するために休業した期間（休業を終了した日が月の途中の場合は、休業を終了した日の属する月の初日から休業を終了した日までの期間を除く。）は、医師としての業務に従事した期間とみなし、出産、育児又は家族の介護その他やむを得ない理由により短時間勤務等の勤務形態により従事した期間（出産又は育児を理由とする場合においては、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間に限る。）は、従事した月数（従事を開始した日が月の途中の場合は従事を開始した日の属する月を除き、従事を終了した日が月の途中の場合は従事を終了した日の属する月を除く。）に従事した一週間当たりの労働時間を所定労働時間で除した数に乗じて得た月数（一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間は一月に切り上げる。）又は知事が認める方法により計算した期間を医師としての業務に従事した期間とし、短時間勤務等の勤務形態による従事が月の途中で終了し、引き続き、その月の末日まで所定労働時間従事し

た場合は、当該月の初日から末日までの期間について所定労働時間従事したものとみなし、医師としての業務に従事中業務上の理由により負傷し、又は疾病にかかつたため医師としての業務に従事できなかつた期間は、これを医師としての業務に従事した期間とみなし、医師としての業務に従事した期間が一月未満であるときは一月とし、この期間に一月未満の端数の期間があるときは、当該端数の期間は切り捨てるものとする。

6 奨学生又はその相続人は、第一項から第三項までの規定により奨学金等の返還の債務の免除を受けようとするときは、別記様式第八号による申請書及び別記様式第九号による業務従事証明書（第二項第一号に該当する場合は、大学若しくは大学院の退学証明書又は後期研修先医療機関の退職証明書）に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第一項第四号又は第五号に該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書並びに当該死亡又は心身の故障が業務上の理由によることを証する書類

二 第二項各号のいずれかに該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書

（借用証書等の提出）

第十三条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、別記様式第十号による借用証書を知事に提出しなければならない。

一 第三条第一項の規定による奨学金の貸付けの期間が満了したとき。

二 第七条第二項（第八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による奨学金の貸付けの中止の通知を受けたとき。

三 第九条第一項の規定により奨学金の貸付けを辞退したとき。

（異動の届出）

第十四条 奨学生は、次の各号に掲げる奨学生の区分に従い、当該各号に定めるときは、奨学金等の返還を完了し、又は第十二条の規定により奨学金等の返還の免除を受けるまで、別記様式第十一号による届書に当該届出事項を証する書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者として奨学金を受けている、又は受けていた者 次のイからリまでに該当するとき。

イ 氏名又は住所を変更したとき。

ロ 大学又は大学院を休学し、転学し、退学し、卒業し、若しくは修了し、又は大学若しくは大学院に留年し、若しくは復学したとき。

- ハ 大学又は大学院において停学その他の処分を受けたとき。
- ニ 臨床研修を開始し、休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは臨床研修の通常の研修期間を超え、又は臨床研修を行つている病院を変更したとき。
- ホ 後期研修を開始し、休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは後期研修の通常の研修期間を超え、又は後期研修を行つている病院を変更したとき。
- ヘ 県内の公的医療機関等において医師（臨床研修及び後期研修を行つている者を除く。トにおいて同じ。）としての業務を開始し、休職し、復職し、勤務の形態を変更し、又は当該医師としての職を退職したとき。
- ト 医師としての業務に従事する県内の公的医療機関等又はその診療科を変更したとき。
- チ 保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- リ イからチまでに掲げる場合のほか、知事が必要と認めたとき。

二 後期研修医として奨学金を受けている、又は受けていた者 次のイからホまでに該当するとき。

- イ 前号イ、へ、ト又はチに該当するとき。
- ロ 後期研修を休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは後期研修の通常の研修期間を超え、又は後期研修を行つている病院を変更したとき。
- ハ 後期研修先医療機関を休職し、退職し、又は当該医療機関に復職したとき。
- ニ 後期研修先医療機関で停職その他の処分を受けたとき。
- ホ イからニまでに掲げる場合のほか、知事が必要と認めたとき。

2 県内公的医療機関等の医師業務に従事している奨学生は、奨学金等の返還を完了し、又は第十二条第一項第一号から第三号まで又は同条第三項各号の規定により奨学金等の返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における業務従事の状態を同月二十日までに別記様式第十二号による報告書により知事に報告しなければならない。

（学業成績表等の提出）

第十五条 大学又は大学院に在学する奨学生は毎学年末の学業成績表及び健康診断書を、後期研修先医療機関に在職する奨学生は健康診断書を、毎年四月二十日までに知事に提出しなければならない。

（死亡届）

第十六条 奨学生が奨学金等の返還完了前に死亡したときは、保証人は、別記様式第十三号による

死亡届に死亡診断書を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第十七条 奨学生は、正当な理由がなく、奨学金等の返還期日までに奨学金等を返還しない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年十四・五パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大学の専門の課程において医学又は歯学に関する学科を専攻している者で修学資金の貸付けを受けようとするものは、昭和四十九年十二月三十一日までに第四条の規定により修学資金の貸付申請をすることができる。
- 3 前項の規定により修学資金の貸付申請があつたときは、当該申請者に係る修学資金の貸付期間については、第三条第一項の規定にかかわらず、昭和四十九年四月前に大学の医学又は歯学に関する学科の専門の課程に進学した者にあつては同月から、同月以後に当該専門の課程に進学した者にあつては、当該専門の課程に進学した日の属する月からそれぞれ、当該大学を卒業する日（留年した場合にあつては、当該専門の課程の通常の修業年限が満了する日）の属する月までの間とする。
- 4 当分の間、第十七条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（昭和五〇年八月一五日規則第七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則（以下「新規則」という。）第三条第一項の規定は、昭和五十年四月分の修学資金から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に新規則第二条第一号に規定する者（改正前の広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則第二条第一号に規定する者を除く。）で修学資金の貸付けを受けようとするものは、この規則施行の日から三十日以内に新規則第四条の規定により修学資金の貸付申請をする

ことができる。

- 4 前項の規定により修学資金の貸付申請があつたときは、当該申請者に係る修学資金の貸付期間については、新規則第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十年四月から当該大学を卒業する日（留年した場合にあつては、当該大学の通常の修業年限が満了する日）の属する月までの間とする。

附 則（昭和五五年二月一日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月二八日規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月三〇日規則第一〇号）

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 施行日前に貸付決定を受けた者に係る修学資金については、改正後の広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成五年一二月二四日規則第八九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成一二年四月一日規則第八〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日規則第七七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、破産法（平成十六年法律第七十五号）の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成一八年四月一日規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日規則第三四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則により貸付けの決定をした奨学金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一二月二六日規則第五八号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第二条を除く。)による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月二六日規則第九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日規則第一八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三十一日規則第二八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項第三号、第十二条第五項及び第十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則の規定は、平成三十年四月一日以後に貸付けの決定を行う奨学金について適用する。
- 3 改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則第十一条第一項第三号、第十二条第五項及び第十四条第一項第一号の規定は、この規則の公布の日前に貸付けの決定を行った奨学金についても適用するものとする。

附 則 (令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日規則第七七号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条、第七条から第十五条まで及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県契約規則附則第四項、第二条の規定による改正後の広島県公舎管理規則附則第四項、第三条の規定による改正後の広島県公有財産管理規則附則第七項、第九条の規定による改正後の広島県理学療法士等修学資金貸付規則附則第四項、第十条の規定による改正後の広島県獣医師修学資金貸付規則附則第三項、第十一条の規定による改正後の広島県看護師等修学資金貸付規則附則第二項、第十二条の規定による改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則附則第四項、第十三条の規定による改正後の広島県助産師修学資金貸付規則附則第二項、第十四条の規定による改正後の広島県未来チャレンジ資金貸付規則附則第三項及び第十五条の規定による改正後の広島県調理師等研修資金貸付規則附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金について適用し、同日前の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年七月三〇日規則第七八号)

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

広島県医師育成奨学金貸付申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

大学を卒業(大学院の課程を修了, 後期研修を修了)後, 県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事し, かつ, 広島県知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関又は県内の公的医療機関等の広島県知事が指定する診療科において医師としてその業務に従事しますので, 奨学金の貸付けを受けたく関係書類を添えて申請します。

申請者	本籍地 都道府県名				
	住 所				
	氏 名		年 月 日生	性別	
所属等	名 称	大学 学部 大学院	学 科 学進学課程 研 究 科 (課程) 科	(学年)	
	所 在 地				
	卒業又は修了 (予定)年月日	年 月 日			
貸付希望月額			貸付希望 期 間	年 月分から 年 月分まで	
希望診療料等					
保 証 人	本籍地 都道府県名				
	住 所				
	氏 名		年 月 日生(歳)		
	連絡先(TEL)		続柄		
人	本籍地 都道府県名				
	住 所				
	氏 名		年 月 日生(歳)		
	連絡先(TEL)		続柄		

- 注 1 不用の文字は, 消すこと。
2 用紙の大きさは, 日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第6条関係）

広島県医師育成奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

広島県知事



年 月 日付で申請のあった奨学金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

については、保証人が連署した誓約書を 年 月 日までに提出してください。

貸付決定番号	第 号
貸付月額	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで
貸付総額	円
貸付利子額	
診療科等	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

広島県医師育成奨学金の貸付けを受けることとなつたので、奨学生として広島県医師育成奨学金貸付規則に従います。

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

私たちは、奨学生と連帯して債務を負担します。

法定代理人 住 所
氏 名

私は、奨学生が奨学金を借り受けることに同意します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第7条・第8条関係）

広島県医師育成奨学金貸付 ^{中止} _{停止} 通知書

年 月 日

様

広島県知事



あなたに対する奨学金の貸付けは、次のとおり ^{中止} _{停止} します。

貸付決定番号	第 号
所属の名称	大学 学部 大学院 学 科 学進学課程 研 究 科 科
中止年月日	年 月 日
停止期間	年 月から
貸付済期間	年 月分から 年 月分まで 月分
貸付済総額	円
貸付利子額	円
中止理由	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

広島県医師育成奨学金貸付辞退申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨学生 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次のとおり奨学金の貸付けを受けておりましたが、都合によりこれを辞退します。

貸付決定番号	第 号				
所属の名称	大学 学部 大学院			学 科 学進学課程 研 究 科 科	
貸付けを受けた期間	年	月から	年	月まで	月間
貸付けを受けた金額	円				
貸付利子額	円				
辞退の理由					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

広島県医師育成奨学金等返還猶予申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

次により、奨学金の返還を猶予してください。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月 月から 年 月 月まで	年 月 月間
貸付総額	円	返還済額		円
貸付利子額	円	返還免除額		円
返還すべき額	円	返還猶予願額		円
返還猶予期間	年 月 月から 年 月 月まで 月 月間			
	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間			月
	うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間			月
	その他			月
	()			月
()			月	
理 由				
免許取得年月日	年 月 日	登 録 番 号	第 号	

注 1 「返還猶予期間」の「その他」欄は、県外の医療機関への医師業務従事、大学院への進学等の計画期間について()に具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号（第11条関係）

広島県医師育成奨学金等返還猶予変更申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次により、奨学金の返還の猶予の承認を受けた内容を変更したいので、申請します。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月から 年 月まで	年 月間
貸付総額	円	返還済額		円
貸付利子額	円	返還免除額		円
返還すべき額	円	返還猶予願額		円
返還猶予期間	変更前	年 月から 年 月まで 月間		
		県内の公的医療機関等への医師業務従事 計画期間		月
		うち指定中山間地域等公的医療機関 等への医師業務従事計画期間		月
		その他		月
		()		月
	変更後	年 月から 年 月まで 月間		
		県内の公的医療機関等への医師業務従事 計画期間		月
		うち指定中山間地域等公的医療機関 等への医師業務従事計画期間		月
		その他		月
		()		月
変更理由				
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第	号

注 1 「返還猶予期間」の「その他」欄は、県外の医療機関への医師業務従事、大学院への進学等の計画期間について()に具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

広島県医師育成奨学金等返還免除申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

次により奨学金の返還を免除していただきたく、関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月から 年 月まで	月間
貸付総額	円	返還すべき額		円
貸付利子額	円			
返還免除申請額	円			
申請理由				
卒業後又は修了後の医師業務従事状況等	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間) 医師業務従事医療機関等の 名称及び診療科 ()			
	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間) 医師業務従事医療機関等の 名称及び診療科 ()			
	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間) 医師業務従事医療機関等の 名称及び診療科 ()			
	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間) 医師業務従事医療機関等の 名称及び診療科 ()			
	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間) 医師業務従事医療機関等の 名称及び診療科 ()			
	県内の公的医療機関等への 医師業務従事月数計			月
	指定中山間地域等公的医療機関等への 医師業務従事月数計			月
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第 号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号（第12条関係）

県内の公的医療機関等
指定中山間地域等公的医療機関等 医師業務従事証明書

年 月 日

広島県知事 様
医師業務従事医療機関

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり相違ありません。

奨学生の氏名		
貸付決定番号	第	号
医師業務従事 医療機関	所在地	
	名 称	
診療科等の別		
医師業務 従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

広島県医師育成奨学金等借用証書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

次のとおり奨学生として奨学金の貸付けを受けました。
 ついては、広島県医師育成奨学金貸付規則の規定に従い、相違なく返還します。

貸付決定番号	第 号
借 用 金 額	円 (内訳) 奨学金額 円 利子額 円
貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで 月間

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

異 動 届 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

広島県医師育成奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおりお届けします。

貸付決定番号	第 号
届出しようとする事項	(年 月 日から 年 月 日まで)
理 由	
備 考	

- 注 1 届出事項が休学，停学，休職等の場合は，その期間を記入すること。
2 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。

様式第12号（第14条関係）

医師業務従事状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所
氏 名

広島県医師育成奨学金貸付規則第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。
(年4月1日現在)

貸付決定番号	第 号	
医師業務従事先	所在地	
	名称	
医師業務従事開始年月日	年 月 日	
証 明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 広島県知事 様 医師業務従事医療機関 所在地 名称 代表者の氏名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第13号（第16条関係）

死 亡 届

年 月 日

広島県知事 様

連帯保証人 住 所
氏 名

次の奨学生が死亡したので、広島県医師育成奨学金貸付規則第16条の規定により次のとおりお届けします。

氏 名	
貸付決定番号	
所属の名称	大学 学部 大学院 学 科 学進学課程 研 究 科 科
医師業務従事 (臨床研修又は 後期研修実施) 等の場所	
死亡期日	年 月 日
死亡原因	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。